

トピックス

1

税の申告が始まります ～申告相談は完全予約制です～

ID 875808146

問合せ 税務課 (TEL23-7615)

市民税・県民税申告と確定申告の受付を開始します。申告が必要かどうか、次のフローチャートを参考に確認してください。

申告相談の期間

2月17日(月)～3月17日(月)

※土日、祝日除く

申告が必要か確認を ～フローチャートで確認!～

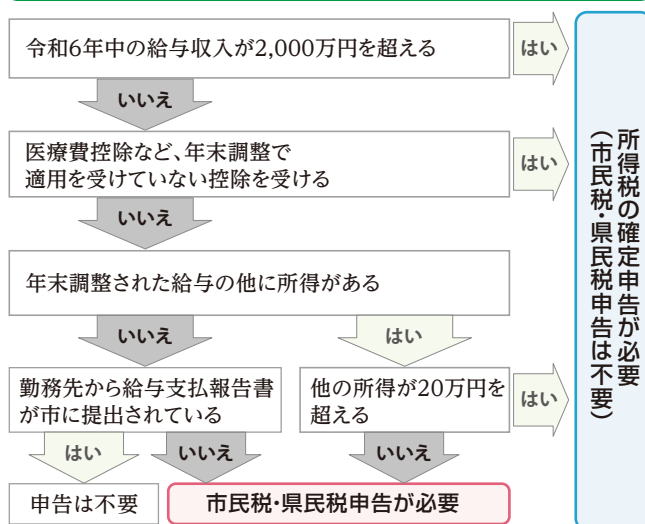
※所得税の確定申告をした方は、市民税・県民税の申告は不要です

このフローチャートは一般的な例です。
ご不明な点がある時は税務課へ
お問い合わせください。

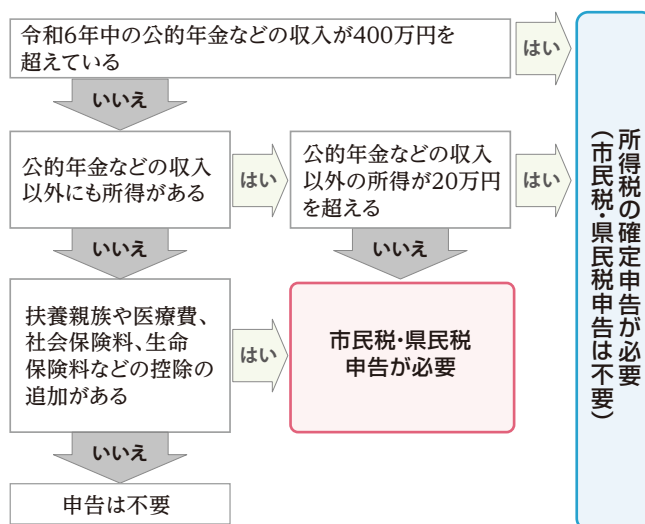
令和7年1月1日時点で新城市に住んでいない方

→令和7年1月1日時点でお住いの市区町村税務課へご相談ください

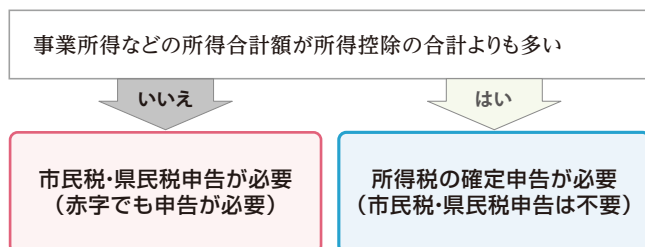
1. 給与が主な所得の方



2. 公的年金が主な所得の方



3. 営業等・不動産・農業などの所得がある方



4. 1～3以外の方 ※このような方も申告が必要です

土地などを売ったことによる譲渡所得、満期の生命保険を受け取ったことによる一時所得などの合計額が、所得控除の合計額よりも多い方

所得税の確定申告が必要 (市民税・県民税申告は不要)

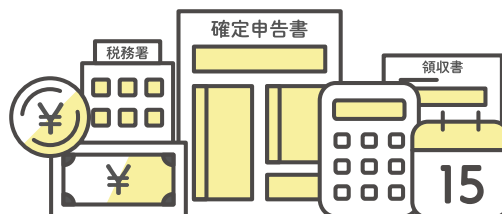
- 令和6年の収入がなかった方や非課税(遺族年金、障害年金など)所得のみの方で、他の親族の税法上の扶養になっていない方
- 譲渡所得や一時所得などの合計額が、所得控除の合計額より少ない方

市民税・県民税申告が必要

所得税および復興特別所得税の還付

確定申告することで税金が還付される場合があります。

- ◆ 住宅ローンを利用して自宅を新築や購入、増改築した方
- ◆ 令和6年に多額の医療費を支払った方
- ◆ 年の途中で退職し、再就職していないために年末調整をしていない方
- ◆ 令和6年に災害や盗難にあった方



申告相談の日程・会場

	新城税務署会場 (所得税の確定申告)	新城市会場 (所得税の確定申告、市民税・県民税申告)	
場所	新城税務署別館会議室	市役所東庁舎会議室	●市民センターほうらい ●作手総合支所
日時	2月17日(月)～3月17日(月) 9:00～16:00	2月17日(月)～3月10日(月) 9:00～15:00	3月11日(火)～17日(月) 9:00～15:00
予約方法	入場整理券の配付 ①LINEで事前発行  ◀国税庁LINE公式アカウント 友達登録 ②会場前で当日配付 配付状況により、後日の来場をお願いすることがあります。	インターネットまたは電話による完全予約制 ①インターネット(24時間受付)※当日予約はできません。 1月20日(月)から予約開始します。 氏名、電話番号、メールアドレスなどを 入力します。 ②電話 インターネット受付▶ 1月27日(月)から予約開始します。予約終了は3月 14日(金)です。 TEL0570-055-446 受付時間 9:00～17:00 (土日、祝日除く)	
その他	基本的にご自身でスマホ申告をします。事前に マイナポータルアプリをインストールしてくだ さい。 マイナポータルアプリ のインストール▶  必要なもの ◆スマートフォン ◆源泉徴収票など申告書作成に必要な書類 (詳しくは6ページ) ◆マイナンバーカード ◆カード発行時に設定した次のパスワード 利用者証明用電子証明書(数字4桁) 署名用電子証明書(英数字6～16文字) 申告に関する相談 TEL22-2141(自動音声案内で0) 期間 3月17日(月)まで	次の申告相談は新城税務署会場へ ◆住宅借入金等特別控除(初年度) ◆準確定申告(亡くなった方の申告) ◆青色申告 ◆山林所得 ◆譲渡所得(土地・建物・株式) ◆先物取引に係る雑所得 ◆過年分の申告 ◆消費税及び地方消費税・贈与税の申告 ※上記以外でも申告内容によって、税務署で相談を お願いすることがあります。	

自宅でもいつでもできる
スマホ申告をご利用ください

画面の案内に沿って金額などを
入力することで所得税や消費税、
贈与税の申告書作成、e-Tax送
信ができます。

必要なもの

◆マイナンバーカード

(パスワード2つ)

◆マイナポータルアプリ

メリット

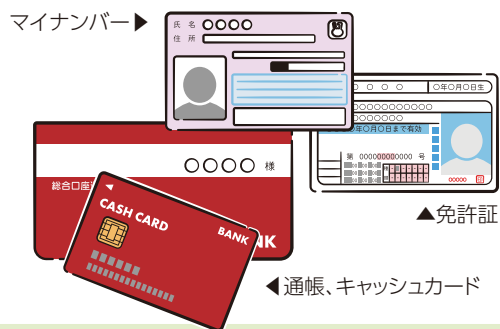
◆会場に行く必要がなく、自宅でも
いつでもできる◆スマホのカメラで源泉徴収票を
撮影すると自動で反映できる◆マイナポータルとの連携で生命
保険料など一部の情報を自動
入力できる▲確定申告を動
画で説明します▲チャットボツ
トで疑問を解決▲マイナポータ
ルアプリのイン
ストール

申告に必要なもの

申告相談会場へ行く前に確認しましょう。

共通して必要なもの

- ☐ マイナンバーが分かるもの
- ☐ 本人確認ができるもの
- ☐ 本人名義の預貯金通帳または
キャッシュカード(所得税の還付を受ける方)



令和6年以前に確定申告された方

- ☐ 税務署からの「お知らせハガキ」「お知らせ通知」
または税務署発行の利用者識別番号・暗証番号
(ID、パスワード)が分かるもの
- ☐ 申告書の控えなど申告内容が分かるもの

所得の確認のために必要なもの

- ◆ 給与所得者、公的年金等受給者
 - ☐ 源泉徴収票(原本)
 - ◆ 営業・農業・不動産所得のある方
 - ☐ 収支内訳書
 - ☐ 所得確認に必要な帳簿類(収入の分かるもの、
経費の領収書、固定資産税課税明細書など)
- ※ 収支計算していない方は、相談受付できません。

控除を受けるために必要なもの

- ◆ 扶養控除
 - ☐ 扶養控除・配偶者(特別)控除を受ける場合は、そ
の方の所得およびマイナンバーが分かるもの
 - ◆ 社会保険料(国民年金など)・生命保険料・地震保
険料
 - ☐ 控除証明書
 - ◆ 医療費控除
- 領収書の添付または提示だけでは、医療費控除が
受けられません。

次の①②の書類の作成・添付が必要です。

- ① 医療費控除の明細書の作成
 - ② 保険者が発行する医療費の通知書の添付
- ※ 領収書の合計額だけ計算した場合のみでは、相談
受付できません。①を作成してからお越しください。

ふるさと納税ワンストップ
特例を利用した方へ

次の①と②に該当し、ふるさと
納税した自治体に申請書を提出
した方は、確定申告が不要です。

- ① 確定申告・市県民税の申告を
行う必要のない方
- ② ふるさと納税を行った自治体数
が5団体以内の方

ワンストップ特例の申請が
無効となる場合

- ◆ 医療費控除などを適用するた
め確定申告や市県民税申告を
行う場合
- ◆ 5カ所を超える市町村に申請
を行った場合
- ◆ 申告特例申請書に記載した住
所地と賦課期日(令和7年1月
1日)現在の住所が異なる場
合

確定申告や市県民税申告を
する場合

ワンストップ特例の申請をした
方が、確定申告や市県民税申告
をする場合は、特例申請分を含め
て申告をしてください。